

# 経済産業省

20160415資第13号

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の承認に係る審査基準を次のように制定する。

平成28年5月10日

経済産業大臣 林 幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の承認に係る審査基準

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項ただし書の承認に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。

改正法附則第18条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、当該一般ガス事業者に係るガスメーターの取付数が15万個未満であって、その維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が維持し、及び運用する導管に連結していないかどうかの観点から判断するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年5月10日から施行する。